

令和7年第2回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 10 号議案	吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第 11 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	13
3	第 12 号議案	吉川市犯罪被害者等支援条例	24
4	第 13 号議案	吉川市まちづくり整備基準条例の一部を改正する条例	28
5	第 14 号議案	吉川市手数料条例及び吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例の一部を改正する条例	30
6	第 15 号議案	吉川市上水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	93
7	第 16 号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	94
8	第 17 号議案	吉川市下水道条例の一部を改正する条例	99
9	第 18 号議案	吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	101
10	第 19 号議案	吉川市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例	103
11	第 20 号議案	吉川市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	106
12	第 21 号議案	吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	107
13	第 22 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	113
14	第 23 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	115
15	第 24 号議案	吉川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	117
16	第 25 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	128
17	第 26 号議案	吉川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	130
18	第 27 号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	133

19	第 28 号議案	工事請負契約の締結について	137
20	第 29 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	138
21	第 30 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	139
22	第 31 号議案	教育委員会教育長の任命について	140
23	第 32 号議案	農業委員会委員の任命について	142
24	第 33 号議案	農業委員会委員の任命について	144
25	第 34 号議案	農業委員会委員の任命について	146
26	第 35 号議案	農業委員会委員の任命について	148
27	第 36 号議案	農業委員会委員の任命について	150
28	第 37 号議案	農業委員会委員の任命について	152
29	第 38 号議案	農業委員会委員の任命について	154
30	第 39 号議案	農業委員会委員の任命について	156
31	第 40 号議案	農業委員会委員の任命について	158
32	第 41 号議案	農業委員会委員の任命について	160
33	第 42 号議案	農業委員会委員の任命について	162
34	第 43 号議案	農業委員会委員の任命について	164
35	第 44 号議案	農業委員会委員の任命について	166
36	第 45 号議案	農業委員会委員の任命について	168
37	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	170
38	第 46 号議案	令和 6 年度吉川市一般会計補正予算（第 8 号）	—
39	第 47 号議案	令和 6 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	—
40	第 48 号議案	令和 6 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	—
41	第 49 号議案	令和 6 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）	—
42	第 50 号議案	令和 6 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	—
43	第 51 号議案	令和 7 年度吉川市一般会計予算	—
44	第 52 号議案	令和 7 年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
45	第 53 号議案	令和 7 年度吉川市介護保険特別会計予算	—

46	第 54 号議案	令和 7 年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
47	第 55 号議案	令和 7 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計予算	—
48	第 56 号議案	令和 7 年度吉川市水道事業会計予算	—
49	第 57 号議案	令和 7 年度吉川市下水道事業会計予算	—
50	第 58 号議案	令和 7 年度吉川市農業集落排水事業会計予算	—

第10号議案

吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年吉川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	機関	事務			<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; height: 20px;">1 市長</td> <td style="border: 2px solid black; height: 20px;">生活に困窮する外国人に対する</td> </tr> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する
機関	事務								
機関	事務								
1 市長	生活に困窮する外国人に対する								

1 市長	略
2 市長	略
3 市長	略
4 市長	略
5 教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報

	生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	略
3 市長	略
4 市長	略
5 市長	略
6 教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による母子生活支援施設における保護の実施に関する

						る情報であって規則で定めるもの
						母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
						障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
						生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であ

					<p>って規則で定めるもの</p>
					<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
					<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「障害児福祉手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
					<p>地方税法(昭和25</p>

					<p>年法律第226号)  その他の地方税に  関する法律に基づ  く条例の規定によ  り算定した税額又  はその算定の基礎  となる事項に関す  る情報(以下「地方  税関係情報」とい  う。)であって規則  で定めるもの</p>
					<p>母子保健法(昭和4  0年法律第141  号)による養育医療  の給付又は養育医  療に要する費用の  支給に関する情報  であって規則で定  めるもの</p>
					<p>児童手当法(昭和4  6年法律第73号)  による児童手当又  は特例給付(同法附  則第2条第1項に  規定する給付をい  う。)の支給に関す  る情報であって規  則で定めるもの</p>
					<p>介護保険法(平成9</p>

					<p>年法律第123号)          による保険給付の          支給、地域支援事業          の実施又は保険料          の徴収に関する情          報であって規則で          定めるもの</p>
					<p>中国残留邦人等の          円滑な帰国の促進          並びに永住帰国し          た中国残留邦人等          及び特定配偶者の          自立の支援に関す          る法律(平成6年法          律第30号)による          支援給付又は配偶          者支援金の支給に          関する情報(以下          「中国残留邦人等          支援給付等関係情          報」という。)であ          って規則で定める          もの</p>
					<p>身体障害者福祉法          (昭和24年法律          第283号)による          身体障害者手帳、精          神保健及び精神障          害者福祉に関する</p>

					<p>法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
<p>1 市長</p>	<p>略</p>	<p><u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの</p>	<p>2 市長</p>	<p>略</p>	<p><u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの</p>
		<p>略</p>			<p>略</p>
		<p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の</u></p>			<p><u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの</p>

	<p>自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>			
	略			略
	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>			<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57</p>			<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p><u>年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p>		
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
	<p><u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>		<p><u>児童扶養手当関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又</p>		<p>障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「障害児福祉手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>				
2 市長	略	<p>略</p> <p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)によ</p>	3 市長	略	<p>略</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>	

		る精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの			
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		略			略
<u>3</u>	市長	略	<u>4</u>	市長	略
<u>4</u>	市長	略	<u>5</u>	市長	略
			<u>6</u>	市長	特定個人番号利用事務(提供を求めることができる利用特定個人情報として生活保護関係情報
					外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	<p>が定められて いるものに限 る。)であって 規則で定める もの</p>	

## 附 則

この条例は、令和7年6月16日から施行する。ただし、第2条の改正は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等により、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が個人番号を利用できる事務として法令で定められたため、当該事務に係る規定を削除するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第11号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 第1章 関係条例の一部改正

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例（昭和30年吉川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(失職の特例) 第5条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 略	(失職の特例) 第5条 任命権者は、 <u>禁錮の刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 略

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第18条の2  次の各号のいずれかに該当する者	第18条の2  次の各号のいずれかに該当する者

<p>には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p>	<p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p>

<p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4～6 略</p>
---	--

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつ</p>	<p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつ</p>

<p>ては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>ては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

<p>3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p>	<p>3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p>
--	---

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項後段の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項後段の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月に当たる日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第7条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速や</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月に当たる日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第7条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速や</p>
---	--

<p>かに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>4 及び5 略</p>	<p>かに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>4 及び5 略</p>
--	---

(吉川市環境保全条例の一部改正)

第5条 吉川市環境保全条例（平成10年吉川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第82条 第27条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第83条 第27条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下</p>	<p>(罰則)</p> <p>第82条 第27条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第83条 第27条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下</p>

の罰金に処する。	罰金に処する。
----------	---------

(吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(吉川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第12号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後</p>	<p>附 則</p> <p>(吉川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第12号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後</p>

<p>に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的 で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁</u> <u>刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6及び7 略</p>	<p>に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的 で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6及び7 略</p>
---	---

(吉川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 吉川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年吉川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと</p>	<p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと</p>

<p>きは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>きは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

## 第2章 経過措置

### (罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

### (人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘

留に処せられた者とみなす。

(吉川市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）、第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第5条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）並びに第4条の規定による改正後の吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(規則への委任)

第11条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、所要の改正をするとともに、必要な経過措置を設けたので、この案を提出するものである。

## 第12号議案

### 吉川市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する個人若しくは団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (8) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

#### (基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営む

ことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのないよう、その個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下これらを「見舞金」という。）を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であつて、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族として規則で定めるもの

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害（医師の診断によりその療養の期間が1月以上であり、かつ、3日以上病院又は診療所に入院することを要したもの（精神疾患である場合にあつては、3日以上労務に服することができない程度であつたもの）に限る。）を負った者であつて、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたもの

3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円（死亡被害者が傷害見舞金の支給を受けている場合にあつては、200,000円）

(2) 傷害見舞金 100,000円

4 前各項に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮することの重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第10条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を負った者について適用する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めたいので、この案を提出するものである。

### 第13号議案

#### 吉川市まちづくり整備基準条例の一部を改正する条例

吉川市まちづくり整備基準条例（平成18年吉川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(雨水流出抑制施設)</p> <p>第11条 事業者は、宅地開発をしようとするときは、他の法令又は条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める雨水流出抑制施設を設置するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開発区域が0.05ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合で当該宅地開発が建築物の増築又は改築以外のとき 1ヘクタール当たり500立方メートル(<u>開発区域の全部又は一部について、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第30条に規定する許可を要する場合にあっては、同法第32条の技術的基準に適合するよう算定された量(当該量が1ヘクタール当たり500立方メートルを下回る場合にあっては、1ヘクタール当たり500立方メートル)</u>)の雨水を抑制できる雨水流出抑制施設</p> <p>(3) 略</p>	<p>(雨水流出抑制施設)</p> <p>第11条 事業者は、宅地開発をしようとするときは、他の法令又は条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める雨水流出抑制施設を設置するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開発区域が0.05ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合で当該宅地開発が建築物の増築又は改築以外のとき 1ヘクタール当たり500立方メートルの雨水を抑制できる雨水流出抑制施設</p> <p>(3) 略</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後の協議に係る宅地開発から適用し、同日前の協議に係る宅地開発については、なお従前の例による。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条の規定に基づき、令和6年3月29日に中川・綾瀬川流域が特定都市河川に指定され、令和7年7月1日から同法の規定が適用されることに伴い、宅地開発をする場合に設置する雨水流出抑制施設の基準を改正したいので、この案を提出するものである。

第14号議案

吉川市手数料条例及び吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例の一部を改正する条例

(吉川市手数料条例の一部改正)

第1条 吉川市手数料条例(平成12年吉川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	事務の種類	手数料 の額	区分	事務の種類	手数料 の額
略			略		
3 建設関係	(1)～(9) 略 (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に	略	3 建設関係	(1)～(9) 略 (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に	略

	<p>適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。)が提出された場合</p>			<p>適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。<u>以下「適合証」という。</u>)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。<u>以下「設計住宅性能評価書」という。</u>)が提出された場合</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(15)までにおいて同じ。）  <u>で床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u>に係るもの</p>	<p><u>11,000円</u></p>		<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。）  に係るもの</p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</u></p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u></p>	<p><u>11,000円</u></p> <p><u>23,000円</u></p>
	<p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅</p>	<p><u>11,000円</u></p>		<p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅</p>	

	<p>部分をいう。以下(15)までにおいて同じ。) <u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u>に係るもの</p> <p>イ <u>ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が</u></p>	<p>略</p> <p><u>80,000円</u></p>		<p>部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。) <u>に係るもの</u></p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</u> <u>11,000円</u></p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u> <u>19,000円</u></p> <p>イ <u>適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物に係るもの</u></p>	<p>略</p>
--	---	--------------------------------	--	--	----------

	<u>300平方メートル以下のものに係るもの</u>			<u>a 床面積の合計</u> <u>80,0</u> <u>が300平方メートル未満のとき。</u> <u>00円</u>	
				<u>b 床面積の合計</u> <u>135,</u> <u>が300平方メートル以上のとき。</u> <u>000</u> <u>円</u>	
ウ	<u>ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で</u> <u>床面積の合計が300平方メートル以下のものに係るもの</u>	<u>267,</u> <u>000</u> <u>円</u>		<u>ウ 適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係るもの</u>	
				<u>(ア) 床面積の合計が</u> <u>267,</u> <u>300平方メートル未満のとき。</u> <u>000</u> <u>円</u>	
				<u>(イ) 床面積の合計が</u> <u>334,</u> <u>300平方メートル以上のとき。</u> <u>000</u> <u>円</u>	
エ	<u>ア以外の場合で、建</u>	<u>102,</u>		<u>エ 適合証及び設計住</u>	

	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が<u>300平方メートル以下</u>のものに係るもの</p> <p>オ <u>ア以外の場合で</u>、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が</p>	<p><u>000</u> 円</p> <p>略</p> <p><u>38,000</u>円</p>		<p><u>宅性能評価書のいずれも提出されない場合</u>で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が<u>102,300平方メートル未満</u>のとき。</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>130,300平方メートル以上</u>のとき。</p> <p>オ <u>適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも提出されない場合</u>で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p>	<p><u>102,000</u> 円</p> <p><u>130,000</u> 円</p> <p>略</p>
--	--	--	--	--	--

	<p>300平方メートル以下のものに係るもの</p>			<p>a 床面積の合計 38,0 が300平方メートル未満のとき。</p> <p>b 床面積の合計 66,0 が300平方メートル以上のとき。</p>	
	<p>カ ア以外の場合、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準又は同号イ(1)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p>	<p>a 床面積の合計 29,0 が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 床面積の合計 33,0 が200平方メートル以上のと</p>			

	<p>き。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のものに係るもの</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う場合</p>	<p>59,000円</p> <p>アからカまでで算定した額</p> <p>に吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例第2条に定める額を加算して得た額</p>		<p>(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築</p>	<p>1件につき前号に掲げる</p>
--	---	--	--	--	--------------------

	等計画の変更の認定			等計画の変更の認定	区分に 応じそ れぞれ に定め る額に 2分の 1を乗 じて得 た額
	ア 都市の低炭素化の 促進に関する法律第 54条第2項の規定 による申出を伴わな い場合	1件に つき 前号ア からカ までに 掲げる 区分に 応じそ れぞれ に定め る額に 2分の 1を乗 じて得 た額			
	イ 都市の低炭素化の 促進に関する法律第 54条第2項の規定 による申出を伴う場 合	1件に つき アで算 定した 額に吉			

		<p>川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例第2条に定める額を加算して得た額</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の適合性判定</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) <u>一戸建ての住宅に係るもの</u></p>	<p>1の建築物ごとに掲げる額を合算して得た額</p> <p>5,000円</p>			
		<p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の適合性判定</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル</u></p>	<p>1の建築物ごとに掲げる額を合算して得た額</p> <p>300平方メートルにつき</p>			<p>1件につき</p>

					ル未満のとき。	11,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のものに係るもの	11,000円			(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。	19,000円
	(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のものに係るもの	11,000円				
	イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの					
	(ア) 一戸建ての住宅に係るもの					
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。	40,000円				
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。	44,000円				

	<p>一トル以上のと き。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む</p> <p>建築物の住宅部分</p> <p>で床面積の合計が</p> <p>300平方メート</p> <p>ル以下のものに係 るもの</p> <p>ウ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 2号イ(2)及びロ(2) に定める基準又は同 省令第10条第2号 イ(2)及びロ(2)に定 める基準に適合する もの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 に係るもの</p> <p>a 床面積の合計</p> <p>が200平方メ</p> <p>ートル未満のと き。</p> <p>b 床面積の合計</p> <p>が200平方メ</p> <p>ートル以上のと き。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む</p>	<p>80,0</p> <p>00円</p> <p>20,0</p> <p>00円</p> <p>22,0</p> <p>00円</p> <p>38,0</p>			
--	--	--	--	--	--

	<p>建築物の住宅部分  で床面積の合計が  300平方メートル以下のとき。</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)又は同省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル</p>	<p>00円</p> <p>29,000円</p> <p>33,000円</p> <p>59,000円</p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>ル以下のものに係 るもの</p> <p>オ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 1号イに定める基準 に適合する<u>非住宅用 途を含む建築物の非 住宅部分で床面積の 合計が300平方メ ートル以下のもの</u></p>	<p><u>267,</u> <u>000</u> 円</p>		<p>イ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 1号イに定める基準 に適合するもの</p> <p>(ア) <u>床面積の合計が</u> <u>1件に</u> <u>300平方メート</u> <u>つき</u> <u>ル未満のとき。</u> <u>267,</u> <u>000</u> 円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が</u> <u>1件に</u> <u>300平方メート</u> <u>つき</u> <u>ル以上のとき。</u> <u>334,</u> <u>000</u> 円</p>	
	<p>カ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 1号ロに定める基準 に適合するもので床 面積の合計が300</p>	<p><u>102,</u> <u>000</u> 円</p>		<p>ウ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 1号ロに定める基準 に適合するもの</p>	

	<p>平方メートル以下の もの</p>		<p>(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のとき。</p>	<p>1 件に つき 102, 000 円</p> <p>1 件に つき 130, 000 円</p>
	<p>(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の適合性判定</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>	<p>1 件につき 前号アに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて</p>	<p>(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の適合判定</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	

		得た額			
				(7) 床面積の合計が	1 件に
				300平方メートル未満のとき。	つき
					5,500円
				(イ) 床面積の合計が	1 件に
				300平方メートル以上のとき。	つき
					9,500円
	イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	1 件につき 前号イに定める方法と同様の方法で算定した額 に2分の1を乗じて得た額			
	ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は同省令第10条第2号	1 件につき 前号ウに定める方法と同様の方法			

	<p>イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)又は同省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p>	<p>で算定した額</p> <p>に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1件につき</p> <p>前号エに定める方法と同様の方法で算定した額</p> <p>に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1件につき</p> <p>前号オに定める額に2分の1を乗じて得た額</p>		<p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が</p>	<p>1件に</p>
--	--	--	--	--	------------

				<u>300平方メートル未満のとき。</u> <u>133,500円</u> (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上のとき。</u> <u>167,000円</u>
	カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの	<u>1件につき前号カに定める額に2分の1を乗じて得た額</u>		ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの  (ア) 床面積の合計が <u>300平方メートル未満のとき。</u> <u>51,000円</u> (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上のとき。</u> <u>65,000円</u>
(14)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平	<u>1の建築物ごとに次</u>		(14) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平

	<p>成28年国土交通省令第5号)第13条の軽微な変更<sup>ア</sup>に該当していることを証明する書面の交付</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) <u>一戸建ての住宅に係るもの</u></p> <p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のものに係るもの</u></p> <p>(ウ) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のものに係るもの</u></p> <p>イ ア以外の場合で、建</p>	<p><u>に掲げる額を合算して得た額</u></p> <p>2,500円</p> <p>5,500円</p> <p>5,500円</p>		<p>成28年国土交通省令第5号)第11条の軽微な変更<sup>ア</sup>に該当していることを証明する書面の交付</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u></p>	<p>1件につき</p> <p>5,500円</p> <p>1件につき</p> <p>9,500円</p>
--	---	---	--	--	---

	<p>建築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1) に定める基準に適合 するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 に係るもの</p> <p>a 床面積の合計 <u>20,0</u> が200平方メ <u>00円</u> ートル未満のと き。</p> <p>b 床面積の合計 <u>22,0</u> が200平方メ <u>00円</u> ートル以上のと き。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む <u>40,0</u> 建築物の住宅部分 <u>00円</u> で床面積の合計が <u>300平方メ</u>ト ル以下のものに係 るもの</p> <p>ウ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 2号イ(2)及びロ(2) に定める基準又は同 省令第10条第2号</p>				
--	--	--	--	--	--

	<p>イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)又は同省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用す</p>	<p>10,000円</p> <p>11,000円</p> <p>19,000円</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>るもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>オ ア以外の場合、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>14,500円</p> <p>16,500円</p> <p>29,500円</p> <p>133,500円</p>				
					<p>イ ア以外の場合、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p>	<p>1件につき</p> <p>133,500円</p>

					500 円
				(イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以上のとき。	1件に つき 167, 000 円
	カ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 1号ロに定める基準 に適合するもので床 面積の合計が300 平方メートル以下の もの	51,0 00円		ウ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第 1号ロに定める基準 に適合するもの	
				(ア) 床面積の合計が 300平方メートル 未満のとき。	1件に つき 51,0 00円
				(イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以上のとき。	1件に つき 65,0 00円
(15) 建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に 関する法律第29条第 1項の認定(建築基準法 (昭和25年法律第2	略			(15) 建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に 関する法律第34条第 1項の認定(建築基準法 (昭和25年法律第2	略

	<p>01号)第6条第1項の 確認を伴うものを除 く。)</p> <p>ア 建築物のエネルギ ー消費性能の向上等 に関する法律<u>第30</u> <u>条第1項各号</u>に適合 していることを示す 書類が提出された場 合</p> <p>(ア) 一戸建ての建築 物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第1条第1 項第2号に規定す る住宅(以下<u>この号</u> において「住宅」と いう。)に係るもの</p> <p>(イ) 一戸建て以外の 住宅で床面積の合 計が<u>300平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u> に係るもの</p>	<p><u>11,0</u> <u>00円</u></p>		<p>01号)第6条第1項の 確認を伴うものを除 く。)</p> <p>ア 建築物のエネルギ ー消費性能の向上等 に関する法律<u>第35</u> <u>条第1項各号</u>に適合 していることを示す 書類が提出された場 合</p> <p>(ア) 一戸建ての建築 物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第1条第1 項第2号に規定す る住宅(以下<u>(19)ま</u> <u>で</u>において「住宅」 という。)に係るも の</p> <p>(イ) 一戸建て以外の 住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計 <u>11,0</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル未満のと</u> <u>き。</u></p> <p>b 床面積の合計 <u>23,0</u></p>	<p><u>00円</u> <u>23,0</u></p>
--	--	-----------------------------------	--	--	-----------------------------------

								が300平方メートル以上のとき。	00円
	(ウ) 建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物で床面積の合計が300平方メートル以下のものに係るもの	11,000円			(ウ) 建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物(以下(19)までにおいて「非住宅建築物」という。)に係るもの				
					a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	11,000円			
					b 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。	19,000円			
	(エ) 複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号において同じ。)に係るもの	略			(エ) 複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下(19)までにおいて同じ。)に係るもの	略			

	<p>a 住宅部分</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下<u>のとき。</u></p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下<u>のとき。</u></p> <p>イ <u>ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定</u></p>			<p>a 住宅部分</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未<u>満のとき。</u></p> <p><u>(c) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上</u><u>のとき。</u></p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未<u>満のとき。</u></p> <p><u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上</u><u>のとき。</u></p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す</u></p>	<p>23,000円</p> <p>略</p> <p>31,000円</p>
--	--	--	--	---	--

	<p>める基準に適合する <u>もの</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 一戸建て以外の住宅又は複合建築物で床面積の合計が<u>300平方メートル以下のもの</u>に係るもの</p> <p>ウ <u>ア以外の場合で</u>、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する<u>もの</u></p>	<p><u>80,000円</u></p>		<p><u>書類が提出されない</u>場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する<u>とき。</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 一戸建て以外の住宅又は複合建築物に係るもの</p> <p><u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</u></p> <p><u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u></p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない</u>場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する<u>もの</u></p>	<p>略</p> <p><u>80,000円</u></p> <p><u>135,000円</u></p>
--	--	-----------------------	--	--	---

	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が<u>300平方メートル以下のもの</u>に係るもの</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準又は同号イ(1)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>略</p> <p><u>38,000円</u></p>		<p>ギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が<u>300平方メートル未満</u>のとき。</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u>のとき。</p>	<p>略</p> <p><u>38,000円</u></p> <p><u>66,000円</u></p>
--	--	--------------------------------	--	---	--

	<p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>29,000円</p> <p>33,000円</p> <p>59,000円</p>		<p>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p>	<p>267,000円</p>
	<p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>267,000円</p>		<p>(ア) 床面積の合計が</p>	<p>267,000円</p>

				<u>300平方メートル未満のとき。</u> <u>(イ) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル以上のとき。</u>	<u>000</u> <u>円</u> <u>334,</u> <u>000</u> <u>円</u>
	<u>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u>	<u>102,</u> <u>000</u> <u>円</u>		<u>オ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</u> <u>(ア) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル未満のとき。</u> <u>(イ) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル以上のとき。</u>	<u>000</u> <u>円</u> <u>102,</u> <u>000</u> <u>円</u> <u>130,</u> <u>000</u> <u>円</u>
	(16) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定(建築基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。)	<u>1件につき</u> <u>前号に</u> <u>規定する額に、</u> <u>吉川市</u>		(16) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(建築	<u>(15)に</u> <u>規定する額に、</u> <u>次に掲</u> <u>げる区</u> <u>分に</u> <u>応</u>

		<p>建築基準法に基づき申請等に係る手数料  <u>条例第2条</u>に定める額を加算して得た額</p>		<p>基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。)</p> <p><u>ア 床面積の合計が30平方メートル以下のとき。</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のとき。</u></p> <p><u>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のとき。</u></p> <p><u>エ 床面積の合計が200平方メートルを超えるとき。</u></p>	<p>それぞれに定める額を加算して得た額</p> <p><u>7,000円</u></p> <p><u>14,000円</u></p> <p><u>24,000円</u></p> <p><u>31,000円</u></p> <p><u>1の建築物ごとに次</u></p>
	<p>(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第</p>	<p><u>1件につき(15)に</u></p>		<p>(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第</p>	

	<p><u>1項の認定(建築基準法第6条第1項の確認を伴うものを除く。)</u></p>	<p><u>定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p>		<p><u>1項の認定(建築基準法第6条第1項の確認を伴うものを除く。)</u></p> <p><u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</u></p> <p><u>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</u></p> <p><u>(イ) 一戸建て以外の住宅に係るもの</u></p> <p><u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のと</u></p> <p><u>き。</u></p> <p><u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のと</u></p>	<p><u>に掲げる額を合算して得た額</u></p> <p><u>2,500円</u></p> <p><u>5,500円</u></p> <p><u>11,500円</u></p>
--	--	---	--	---	---

					<u>き。</u> <u>(ウ) 非住宅建築物に</u> <u>係るもの</u> <u>a 床面積の合計</u> 5, 50 <u>が300平方メ</u> 0円 <u>ートル未満のと</u> <u>き。</u> <u>b 床面積の合計</u> 15, 5 <u>が300平方メ</u> 00円 <u>ートル以上のと</u> <u>き。</u> <u>(エ) 複合建築物に係</u> 1 件に <u>るもの</u> つき <u>次の a</u> <u>及び b</u> <u>に定め</u> <u>る額の</u> <u>合計額</u> <u>a 住宅部分</u> 次に掲 <u>げる区</u> <u>分に応</u> <u>じそれ</u> <u>ぞれに</u> <u>定める</u> <u>額</u> <u>(a) 住宅部分を</u> 0円 <u>申請しないと</u> <u>き。</u> <u>(b) 住宅部分の</u> 5, 50
--	--	--	--	--	---

					床面積の合計 が300平方 メートル未満 のとき。	0円
					(c) 住宅部分の 床面積の合計 が300平方 メートル以上 のとき。	11,500円
					b 非住宅部分	次に掲 げる区 分に 応じ それ ぞれ に 定め る 額
					(a) 非住宅部分 を申請しない とき。	0円
					(b) 非住宅部分 の床面積の合 計が300平方 メートル未 満のとき。	5,500円
					(c) 非住宅部分 の床面積の合 計が300平方 メートル以 上のとき。	15,500円

					<p><u>イ 建築物のエネルギー</u></p> <p><u>一消費性能の向上等</u></p> <p><u>に関する法律第36</u></p> <p><u>条第2項において準</u></p> <p><u>用する同法第35条</u></p> <p><u>第1項各号に適合し</u></p> <p><u>ていることを示す書</u></p> <p><u>類が提出されない場</u></p> <p><u>合で建築物エネルギー</u></p> <p><u>一消費性能基準等を</u></p> <p><u>定める省令第10条</u></p> <p><u>第2号イ及びロに定</u></p> <p><u>める基準に適合する</u></p> <p><u>とき。</u></p> <p><u>(ア) 一戸建ての住宅</u></p> <p><u>に係るもの</u></p> <p><u> a 床面積の合計 20,0</u></p> <p><u>が200平方メ 00円</u></p> <p><u>ートル未満のと</u></p> <p><u>き。</u></p> <p><u> b 床面積の合計 22,0</u></p> <p><u>が200平方メ 00円</u></p> <p><u>ートル以上のと</u></p> <p><u>き。</u></p> <p><u>(イ) 一戸建て以外の</u></p> <p><u>住宅又は複合建築</u></p> <p><u>物に係るもの</u></p> <p><u> a 住宅部分の床 40,0</u></p> <p><u>面積の合計が3 00円</u></p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<u>00平方メートル未満のとき。</u>	
					<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u>	<u>67,500円</u>
					<u>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</u>	
					<u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</u>	<u>133,500円</u>
					<u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u>	<u>216,000円</u>
					<u>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35</u>	

				<p>条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 床面積の合計が <u>51,030.0</u>平方メートル未満のとき。</p> <p>(イ) 床面積の合計が <u>85,530.0</u>平方メートル以上のとき。</p>	
	(18) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の認定(建築基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。)	<p>前号に規定する額に、<u>吉川市建築基準法</u>に基づく申請等に係る手数料条例第2条に定める額を加</p>	(18) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の認定(建築基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。)	<p>(17) に規定する額に、(16) に掲げる額を加算して得た額</p>	

		算して 得た額				
					(19) <u>建築物のエネルギー</u> <u>一消費性能の向上等に</u> <u>関する法律第41条第</u> <u>1項の認定</u>	
					<u>ア 建築物のエネルギー</u> <u>一消費性能の向上等</u> <u>に関する法律施行規</u> <u>則第7条第1項に規</u> <u>定する説明書(イから</u> <u>オまでにおいて「説明</u> <u>書」という。)が提出</u> <u>された場合</u>	
					<u>(ア) 一戸建ての住宅</u> <u>に係るもの</u>	<u>1件に</u> <u>つき</u> <u>5,00</u> <u>0円</u>
					<u>(イ) 一戸建て以外の</u> <u>住宅に係るもの</u>	
					<u>a 床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル未満のと</u> <u>き。</u>	<u>1件に</u> <u>つき</u> <u>11,0</u> <u>00円</u>
					<u>b 床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル以上のと</u> <u>き。</u>	<u>1件に</u> <u>つき</u> <u>23,0</u> <u>00円</u>
					<u>(ウ) 非住宅建築物に</u>	

					係るもの	
					a 床面積の合計	1 件に
					が 3 0 0 平方メ	つき
					ートル未満のと	1 1, 0
					き。	0 0 円
					b 床面積の合計	1 件に
					が 3 0 0 平方メ	つき
					ートル以上のと	1 9, 0
					き。	0 0 円
					(エ) 複合建築物に係	1 件に
					るもの	つき
						次の a
						及び b
						に定め
						る額の
						合計額
					a 住宅部分	次に掲
						げる区
						分に應
						じそれ
						ぞれに
						定める
						額
					(a) 住宅部分を	0 円
					申請しないと	
					き。	
					(b) 住宅部分の	1 1, 0
					床面積の合計	0 0 円
					が 3 0 0 平方	

					メートル未満 のとき。	
					(c) 住宅部分の 床面積の合計 が300平方 メートル以上 のとき。	23,0 00円
					b 非住宅部分	次に掲 げる区 分に 応じ それ ぞれ に 定め る 額
					(a) 非住宅部分 を申請しない とき。	0円
					(b) 非住宅部分 の床面積の合 計が300平 方メートル未 満のとき。	11,0 00円
					(c) 非住宅部分 の床面積の合 計が300平 方メートル以 上のとき。	31,0 00円
					イ 説明書が提出され ない場合で建築物エ	

					<p>エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき 44,000円</p> <p>(イ) 一戸建て以外の住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき 80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。 1件につき 135,000円</p> <p>ウ 説明書が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<p>準等を定める省令第 1条第1項第2号イ (2)及びロ(2)又は同 号イ(3)及びロ(3)に 定める基準に適合す るとき。</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 に係るもの</p> <p>a 床面積の合計 1 件に が200平方メ につき ートル未満のと 20,0 き。 00円</p> <p>b 床面積の合計 1 件に が200平方メ につき ートル以上のと 22,0 き。 00円</p> <p>(イ) 一戸建て以外の 住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計 1 件に が300平方メ につき ートル未満のと 38,0 き。 00円</p> <p>b 床面積の合計 1 件に が300平方メ につき ートル以上のと 66,0 き。 00円</p> <p>エ 説明書が提出され ない場合で建築物エ ネルギー消費性能基</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<p><u>準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するとき。</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のとき。</u></p> <p><u>オ 説明書が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するとき。</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のとき。</u></p>	<p>1 件 に</p> <p>つき</p> <p>267,</p> <p>000</p> <p>円</p> <p>1 件 に</p> <p>つき</p> <p>334,</p> <p>000</p> <p>円</p> <p>1 件 に</p> <p>つき</p> <p>102,</p> <p>000</p> <p>円</p> <p>1 件 に</p> <p>つき</p> <p>130,</p>
--	--	--	--	--	---	---

					<u>0 0 0</u>
	(19) 略	略		(20) 略	田
	(20) 略			(21) 略	略
	(21) 略			(22) 略	
	(22) 略			(23) 略	
	(23) 略			(24) 略	
	(24) 略			(25) 略	
	(25) 略			(26) 略	
	(26) 略			(27) 略	
	(27) 略			(28) 略	
略					

(吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例の一部改正)

第2条 吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例（平成12年吉川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
(手数料の減免)	(手数料の減免)

第5条 次の各号のいずれかに該当する建築物に係る確認申請手数料、計画通知手数料、完了検査申請手数料及び完了通知手数料については、別表に定める手数料相当額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(4) 略

2 次の各号のいずれかに該当する建築物に係る確認申請手数料、計画通知手数料、完了検査申請手数料及び完了通知手数料は、免除する。

(1)～(3) 略

3及び4 略

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の名称	手数料の額
1 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する	建築物に関する確認申請手数料又は建築物に関する計画通	次の建築物の床面積の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200

第5条 次の各号のいずれかに該当する建築物に係る確認申請手数料、計画通知手数料及び完了検査申請手数料については、別表に定める手数料相当額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(4) 略

2 次の各号のいずれかに該当する建築物に係る確認申請手数料、計画通知手数料及び完了検査申請手数料は、免除する。

(1)～(3) 略

3及び4 略

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の名称	手数料の額
1 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	次の建築物の床面積の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200
2 法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する	建築物に関する計画通知手	ルを超え、100平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> 円 (3) 100平方メートルを超え、200

る審査	知手 数料	<p>平方メートル以内 のもの <u>34,000</u> <u>0円</u></p> <p>(4) 200平方メー トルを超え、<u>300</u> <u>平方メートル以内</u> のもの <u>36,000</u> <u>0円</u></p> <p>(5) <u>300平方メー</u> <u>トルを超え、500</u> <u>平方メートル以内</u> のもの <u>39,000</u> <u>0円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	する審査	数料	<p>平方メートル以内 のもの <u>24,000</u> <u>0円</u></p> <p>(4) 200平方メー トルを超え、<u>500</u> <u>平方メートル以内</u> のもの <u>31,000</u> <u>0円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
2 法第6条 第1項の規 定に基づく 建築物に関 する確認の 申請に対す る審査又は 法第18条 第2項の規 定に基づく 建築物に関	昇降 機を 含む 建築 物に 関す る確 認申 請手 数料 又は	(1) 昇降機を含む建 築物を建築する場 合((2)から(4)まで に掲げる場合を除 く。) 前項の額に、 1の昇降機につき 14,000円 (小荷物専用昇降機 については、5,0 00円)を加算した 額	3 法第88 条第1項に おいて準用 する法第6 条第1項の 規定に基づ く工作物に 関する確認 の申請に対 する審査	工作 物に 関す る確 認申 請手 数料	(1) 工作物を築造す る場合((2)に掲げ る場合を除く。) 1の工作物につき 12,000円 (2) 確認を受けた工 作物の計画の変更 をして工作物を築 造する場合 1の 工作物につき 5,
			4 法第88	工作	000円

<p>する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</p>	<p>建築物に関する計画通知手数料</p>	<p>(2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前項の額に、計画の変更をする1の昇降機につき 7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額</p> <p>(3) 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前項の額</p> <p>(4) 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合 1の昇降機につき 7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p>	<p>条第1項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画通知に対する審査</p>	<p>物に関する計画通知手数料</p>	
<p>3 法第6条第1項の規</p>	<p>建築物エ</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性</p>			

<p>定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書</p>	<p>エネルギー消費性能適合性判定を行うこと</p>	<p>判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項イ又はロに定める基準に適合するもの1の項又は前項の額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1</p>			
---	----------------------------	---	--	--	--

<p>(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の場合に限る。)</p>	<p>画通知手数料</p>	<p>6,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル未満のもの 43,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000</p>			
--	---------------	---	--	--	--

		<p>平方メートル 以上のもの</p> <p>88,000円</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物を建築する場合</p> <p>1の項又は前項の額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平</p>			
--	--	---	--	--	--

		<p>方メートル以上のもの 8, 000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 13,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル未満のもの 21,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円</p>			
--	--	---	--	--	--

		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円			
4 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に對する審査又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に對する審査	建築設備に関する確認申請手数料又は建築設備に関する計画通知手数料	(1) 昇降機を設置する場合 ((2)に掲げる場合を除く。) 1の昇降機につき 14,000円 (小荷物専用昇降機については、5,000円) (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1の昇降機につき 7,000円 (小荷物専用昇降機については、4,000円) (3) 昇降機以外の建築設備を設置する場合 ((4)に掲げる場合を除く。) 1の建築設備につき 14,000円 (4) 確認を受けた昇降機以外の建築設備			

		備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1の建築設備につき 7,000円			
5 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請に対する審査又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物に関する確認申請手数料又は工作物に関する計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合 ((2)に掲げる場合を除く。) 1の工作物につき 12,000円 (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物につき 5,000円			
6 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完	建築物に関する完	次の建築物の床面積の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 30平方メートル	5 法第7条第1項又は法第18条第16項の	建築物に関する完	(1) 30平方メートル

<p>する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知に対する審査</p>	<p>了検査申請手数料又は建築物に関する完了通知手数料</p>	<p>ル以内のもの <u>15,000円</u></p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>24,000円</u></p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>34,000円</u></p> <p>(4) 200平方メートルを超え、<u>300平方メートル</u>以内のもの <u>37,000円</u></p> <p>(5) <u>300平方メートル</u>を超え、<u>500平方メートル</u>以内のもの <u>42,000円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査</p>	<p>了検査申請手数料</p>	<p>ル以内のもの <u>14,000円</u></p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>17,000円</u></p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>24,000円</u></p> <p>(4) 200平方メートルを超え、<u>500平方メートル</u>以内のもの <u>35,000円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
<p>7 法第7条第1項の規</p>	<p>昇降機を</p>	<p>前項の額に、1の昇降機につき <u>17,000円</u></p>			

<p>定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</p>	<p>含む 建築 物に 関す る完 了検 査申 請手 数料 又は 建築 物に 関す る完 了通 知手 数料</p>	<p>00円(小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した額</p>			
<p>8 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第20</p>	<p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定を</p>	<p>6の項又は前項の額に、次の建築物の床面積の区分に応じそれぞれに定める額を加算した額 (1) 30平方メートル以内 3,000円 (2) 30平方メートル</p>			

<p>項の規定に基づく建築物に関する完了通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第11条及び第12条の規定に基づく要確認特定建築行為及び要通知特定建築行為に関する場合に限る。）</p>	<p>行うこと が比較的容易な特定建築物に 為る建築物に 関する完了検査申請手数料 又は建築物に関する完了通知手数料</p>	<p>ルを超え、100平方メートル以内のもの 5,000円 (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 6,000円 (4) 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 7,000円 (5) 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 8,000円 (6) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円 (7) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 16,000円 (8) 2,000平方メ</p>			
---	--	---	--	--	--

		<p>メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 41,000円</p> <p>(9) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>(10) 50,000平方メートルを超えるもの 133,000円</p>			
9	<p>法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査又は法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了通知に対する審査</p>	<p>建築設備に関する完了検査申請手数料又は建築設備に関する完了通知手</p>	<p>(1) 1の昇降機につき 17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円)</p> <p>(2) 1の昇降機以外の建築設備につき 17,000円</p>		

	数料					
<u>10</u> 法第8 8条第1項 において準 用する法第 7条第1項 の規定に基 づく工作物 に関する完 了検査の申 請に対する 審査又は法 第18条第 20項の規 定に基づく 工作物に関 する完了通 知に対する 審査	工作物に 関する完 了検査申 請手数料 又は工 作物に 関する完 了通知手 数料	略		<u>6</u> 法第88 条第1項に おいて準用 する法第7 条第1項又 は法第18 条第16項 の規定に基 づく工作物 に関する完 了検査の申 請に対する 審査	工作物に 関する完 了検査申 請手数料	略
11 法第7 条の6第1 項第1号若 しくは第2 号又は第1 8条第38 項第1号若 しくは第2 号（これら の規定を法	仮使用認 定に 関する申 請手数料	120,000円				

第87条の 4又は第8 8条第1項 若しくは第 2項におい て準用する 場合を含 む。)の規定 に基づく仮 使用の申請 に対する審 査					
<u>12</u> 略	略			<u>7</u> 略	略
<u>13</u> 略	略			<u>8</u> 略	略
<u>14</u> 略	略			<u>9</u> 略	略
<u>15</u> 略	略			<u>10</u> 略	略
<u>16</u> 略	略			<u>11</u> 略	略
<u>17</u> 略	略			<u>12</u> 略	略
<u>18</u> 略	略			<u>13</u> 略	略
19 法第8 6条の8第 1項の規定 に基づく全 体計画の認 定の申請に 対する審査	全体 計画 の認 定申 請手 数料	27,000円			
20 法第8 6条の8第 3項の規定	全体 計画 の変	27,000円			

<p>に基づく全 体計画の変 更の認定の 申請に対す る審査</p>	<p>更の 認定 申請 手 数 料</p>			
<p>21 法第8 7条の2第 1項の規定 に基づく用 途の変更に 伴う工事に 係る全体計 画の認定の 申請に対す る審査</p>	<p>用途 変更 に伴 う工 事に 係る 全体 計画 の認 定申 請手 数料</p>	<p>27,000円</p>		
<p>22 法第8 7条の3第 6項の規定 に基づく用 途を変更し て興行場等 とする建築 物の使用に 係る許可の 申請に対す る審査</p>	<p>興行 場等 に用 途を 変更 する 建築 物の 使用 許可 申請 手 数</p>	<p>120,000円</p>		

<p>23 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る申請に対する審査</p>	<p>既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る申請手数料</p>	<p>27,000円</p>		
<p>24 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大</p>	<p>既存建築物の大規模修繕等に対する</p>	<p>27,000円</p>		

<p>規模修繕等 に対する道 路内におけ る建築制限 の緩和に係 る申請に対 する審査</p>	<p>する 道路 内 におけ る建 築制 限の 緩和 に係 る申 請手 数料</p>		
<p><u>25</u> 略</p>	<p>略</p>	<p><u>14</u> 略</p>	<p>略</p>
<p><u>26</u> 略</p>	<p>略</p>	<p><u>15</u> 略</p>	<p>略</p>
<p><u>27</u> 略</p>	<p>略</p>	<p><u>16</u> 略</p>	<p>略</p>
<p><u>28</u> 略</p>	<p>略</p>	<p><u>17</u> 略</p>	<p>略</p>
<p><u>29</u> 略</p>	<p>略</p>	<p><u>18</u> 略</p>	<p>略</p>
<p>備考</p> <p>1 <u>1</u>の項手数料の額の欄における面積は、確認申請又は計画通知1件につき、当該建築に係る部分の床面積を次の各号の区分により算定する床面積の合計とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>6</u>の項手数料の額の欄における面積は、完了検査申請又は完了通知1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計とする。ただし、建築物を移転した場合は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。</p>		<p>備考</p> <p>1 <u>1</u>及び<u>2</u>の項手数料の額の欄における面積は、確認申請1件につき、当該建築に係る部分の床面積を次の各号の区分により算定する床面積の合計とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>5</u>の項手数料の額の欄における面積は、完了検査申請1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計とする。ただし、建築物を移転した場合は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の公布に伴い、建築物エネルギー消費性能基準の適合義務が拡大されたことにより関連手数料を新設するとともに、建築確認申請手数料等の額及び面積区分の改定その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第15号議案

吉川市上水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

吉川市上水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年吉川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第5条第1項各号</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、<u>令第7条第1項各号</u>に掲げるとおりとする。</p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第4条第1項各号</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、<u>令第6条第1項各号</u>に掲げるとおりとする。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第16号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「削除項号等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除項号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(家庭的保育事業所等の一般原則)</p> <p>第7条 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第9条第2項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第17条第3項並びに第23条第2号において同じ。)は、<u>建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第1項の地震に対する安全性に係る基準に適合し、かつ、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に適合した建築物であるとともに、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(家庭的保育事業所等の一般原則)</p> <p>第7条 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項<u>及び第3項</u>、第9条第2項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第17条第3項並びに第23条第2号において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 略</p>

3 家庭的保育事業所等は、次の各号のいずれかの建築物でなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物

(2) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物で同年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項前段又は第18条第16項の規定による検査済証の交付（以下この号において「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この号において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあつては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）

ア 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事

イ 建築基準法施行令第137条の2第4号に該当する増築又は改築の工事

ウ 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模な修繕又は大規模な模様替の工事

(3) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に

<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第31条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下</p>	<p><u>着手した建築物で建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第34条第1項の規定による通知を受けたもの</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第31条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下</p>
---	--

「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)は、原則として1階に設けることとし、保育室等を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次のアからクまでに掲げる要件に該当する建物であること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2～4 略
略		

ウ～ク 略

「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)は、原則として1階に設けることとし、保育室等を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次のアからクまでに掲げる要件に該当する建物であること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2～4 略
略		

ウ～ク 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第17号議案

吉川市下水道条例の一部を改正する条例

吉川市下水道条例（平成2年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>第15条 次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第15条 <u>使用者は、法第12条の10第1項の規定により</u>次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値とする。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部改正等に伴い、所要の改正をした  
いので、この案を提出するものである。

第18号議案

吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第178条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第178条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p>

--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第19号議案

### 吉川市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市地域包括支援センターの人員等に関する条例（平成27年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会（次条及び第4条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会（第4条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>
<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、担当する区域における法第9条第1号に規定する第1号被保険者（次条において「第1号被保険者」という。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1か所設置するものとし、配置すべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包</u></p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、担当する区域における法第9条第1号に規定する第1号被保険者（次条において「第1号被保険者」という。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1か所設置するものとし、配置すべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則</p>

括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の

として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

<p><u>地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p>	
--	--

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準の見直しその他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第20号議案

### 吉川市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

吉川市児童福祉審議会条例（平成14年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 略 2 審議会は、次に掲げる事項について、関係機関に意見を述べることができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>こども計画</u> に関する事項 (5) 略	(所掌事務) 第2条 略 2 審議会は、次に掲げる事項について、関係機関に意見を述べることができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>子ども・子育て支援事業計画</u> に関する事項 (5) 略

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

こども基本法（令和4年法律第77号）の施行に伴い、児童福祉審議会の所掌事務について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第21号議案

### 吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第2項第14号の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第2項第14号の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護</p>

する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」

する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するた

<p>と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p><u>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p><u>第8条の2の2 任命権者は、次に掲げる子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子</u></p> <p><u>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第14条第2項第14号の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子」とあるのは「要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>めの措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p>
--	--

<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13)の2 略</p> <p>(14) <u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加を</u>することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する<u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(14)の2 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第18条の2第1項において「配偶者等」という。</u>)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」と</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13)の2 略</p> <p>(14) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(14)の2 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他規則で定める世話を行う職員が、</p>
--	--

<p>いう。)の介護その他規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲</u></p>	<p>当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第18条 略</p>
---	--

<p><u>げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、任命権者の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国家公務員の休暇制度等を踏まえ、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度の導入、子の看護休暇の対象者及び対象範囲の拡大等、職員の仕事と育児又は介護の両立支援を拡充したいので、この案を提出するものである。

## 第 2 2 号議案

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年吉川町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第 2 1 条 略	第 2 1 条 略
2 略	2 略
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号） <u>第 6 1 条の 2 第 2 0 項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号） <u>第 6 1 条第 3 2 項</u> において読み替えて準用する同条第 2 9 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第23号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分

に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第24号議案

### 吉川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) 第8条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。  (1) 略  (2) 略	(扶養手当) 第8条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。  <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>  (2) 略  (3) 略

<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p> <p>4 <u>扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u></p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第9条 <u>削除</u></p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 <u>扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u></p> <p>第9条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3</u></p>
---	--

号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実

<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第4項において「運賃等相当額」という。</u>）</p>	<p>が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>以下「運賃等相当額」という。</u>）<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5</u></p>
---	--

<p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、第1号に定める額及び前号に定める額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係</p>	<p><u>5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、第1号に定める額及び前号に定める額の合計額 <u>(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
--	---

<p><u>る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特</p>	<p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別</p>
---	---

<p>別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条の3 第7条の2及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額<u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条の3 第7条の2、<u>第8条、第9条及び第9条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
--	---

(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年吉川町条例第8

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の2 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の2 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週</p>

<p>休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした指定管理職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第21条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した指定管理職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第21条 第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
--	--

（吉川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第3条 吉川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年吉川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第12条 略</p>	<p>附 則</p> <p>第12条 略</p>

2～6 略	2～6 略
7 新給与条例第4条第4項から第10項まで、第7条の2及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	7 新給与条例第4条第4項から第10項まで、第7条の2、 <u>第8条から第9条まで並びに第9条の3</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
8 略	8 略

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）第8条第2項及び第3項並びに第2条の規定による改正後の吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「改正後の企業職員給与条例」という。）第6条第2項の規定の適用については、改正後の給与条例第8条第2項及び改正後の企業職員給与条例第6条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは  
「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者  
と、改正後の給与者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
条例第8条第3項中「13, 000円」とあるのは「11, 500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3, 000円とする」とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しな

い場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 特定任期付職員には、吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条の3、<u>第8条</u>、第9条の3、第13条から第15条の2まで及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員には、給与条例第8条及び第9条の3の規定は、適用しない。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 特定任期付職員には、吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条の3から<u>第9条まで</u>、第9条の3、第13条から第15条の2まで及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員には、給与条例第8条、<u>第9条</u>及び第9条の3の規定は、適用しない。</p> <p>4及び5 略</p>

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

一般職の職員について、配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止及び子に係る扶養手当の段階的な引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等を行うとともに、新たに定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給したいので、この案を提出するものである。

## 第25号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年吉川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

提案理由

議会の議員の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第26号議案

吉川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(吉川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年吉川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の9</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p>

(吉川市監査委員条例の一部改正)

第2条 吉川市監査委員条例(平成7年吉川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、法第98</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、法第98</p>

<p>条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の9第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、請求又は要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに法第243条の2の9第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、請求又は要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに法第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
---	---

(吉川市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例(平成30年吉川市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において読み替えて準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9</u>第8項の条例で定める場合は、賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において読み替えて準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u>第8項の条例で定める場合は、賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p>

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第27号議案

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>37,000円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>35,000円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の基礎控除後の総所得金額等に<u>10分の2.3</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の基礎控除後の総所得金額等に<u>10分の2.1</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>14,000円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定に</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定に</p>

より、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について25,900円

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国

より、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について24,500円

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,100円

(2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国

<p>民健康保険の被保険者 1人について<u>18,500円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1人について<u>7,000円</u></p> <p>(3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者 1人について<u>7,400円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1人について<u>2,800円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定</p>	<p>民健康保険の被保険者 1人について<u>17,500円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1人について<u>6,500円</u></p> <p>(3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者 1人について<u>7,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1人について<u>2,600円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定</p>
--	--

<p>める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した 世帯 <u>5,550円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した 世帯 <u>9,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した 世帯 <u>14,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>18,500円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した 世帯 <u>5,250円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した 世帯 <u>8,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した 世帯 <u>14,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,500円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

国民健康保険制度の健全で安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等の改定をしたいので、この案を提出するものである。

## 第28号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区上下水道管布設工事（その12）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 請負金額 219,692,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市吉川一丁目28番地15 3階  
氏名又は名称 開道建設業協同組合埼玉東部営業所  
代表者職氏名 所長 長谷川正樹

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川美南駅東口周辺地区上下水道管布設工事（その12）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第29号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池修景工事（その1）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和7年9月30日まで
- 4 請負金額 変更前 258,830,000円  
変更後 283,074,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号  
氏名又は名称 シン建工業株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和6年9月18日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区1号調整池修景工事（その1）の請負契約について、多目的グラウンド及びその周囲の園路部に溜まった雨水をより早く排水するとともに、施設の維持管理を簡易にするため、側溝等の材料を変更することから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

### 第30号議案

#### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 小中学校10校体育館空調設備設置工事
- 2 工事場所 吉川市大字平沼73番地他9箇所
- 3 工 期 契約締結日から令和7年7月31日まで
- 4 請負金額 変更前 779,900,000円  
変更後 818,202,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県越谷市大沢三丁目28番11号  
氏名又は名称 ナカノヤ・立澤特定建設工事共同企業体  
代表者職氏名 株式会社ナカノヤ 代表取締役 小林孝裕

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

令和6年6月11日付けで効力が発生した小中学校10校体育館空調設備設置工事の請負契約について、防球ガードの追加設置を行うとともに、敷鉄板の数量を変更することから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第31号議案

教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 清水孝二

生年月日 ○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会教育長の戸張利恵氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、その後任に清水孝二氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 清水孝二

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和60年	4月から	埼玉県立三郷養護学校（現三郷特別支援学校）教諭
昭和63年	3月まで	
昭和63年	4月から	三郷市立彦郷小学校教諭
平成8年	3月まで	
平成8年	4月から	吉川市立北谷小学校教諭
平成12年	3月まで	
平成12年	4月から	吉川市立三輪野江小学校教諭
平成19年	3月まで	
平成19年	4月から	吉川市立吉川小学校教諭
平成21年	3月まで	
平成21年	4月から	吉川市教育委員会学校教育課副主幹
平成25年	3月まで	
平成25年	4月から	吉川市立美南小学校教頭
平成26年	3月まで	
平成26年	4月から	草加市立八幡北小学校校長
平成28年	3月まで	
平成28年	4月から	吉川市教育委員会教育部副部長兼学校教育課長
平成31年	3月まで	
平成31年	4月から	吉川市立美南小学校校長
令和5年	3月まで	
令和5年	4月から	吉川市立関小学校校長
現在に至る		

### 第32号議案

#### 農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 石川昌良

生年月日 ○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として石川昌良氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 石川昌良

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成15年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成23年 4月から

吉川市4Hクラブ会員

令和 2年 4月まで

平成27年 2月から

認定農業者

現在に至る

平成28年 3月から

吉川市農業青年会議所会員

現在に至る

### 第33号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 大澤利行

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として大澤利行氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 大澤利行

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和53年 4月から

○○○○○○○○○

平成12年 2月まで

平成14年 4月から

兼業にて就農

現在に至る

平成14年11月から

○○○○○○○○○

平成24年 5月まで

平成29年11月から

○○○○○○○○○

現在に至る

第34号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 高鹿訓子

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として高鹿訓子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 高鹿訓子

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成13年 4月から

○○○○○○○○○

平成26年12月まで

平成28年 9月から

○○○○○○○○○

令和 5年 1月まで

令和 5年 2月から

兼業にて就農

現在に至る

令和 5年 8月から

○○○○○○○○○

現在に至る

第35号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 鈴木繁

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として鈴木繁氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 鈴木繁

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和55年 4月から

○○○○○○○○○

平成15年 3月まで

平成15年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成13年12月から

葛西用水路土地改良区総代

平成30年 2月まで

平成30年 3月から

葛西用水路土地改良区監事

現在に至る

第36号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 関根基弘

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として関根基弘氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 関根基弘

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和63年 4月から

○○○○○○○○○

令和 元年 6月まで

昭和63年 4月から

兼業にて就農

現在に至る

平成26年 2月から

認定農業者

平成31年 2月まで

令和 元年 8月から

○○○○○○○○○

現在に至る

第37号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 染谷直志

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として染谷直志氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 染谷直志

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 8年 7月から

○○○○○○○○○

平成23年 1月まで

平成23年 1月から

専業にて就農

現在に至る

平成29年 2月から

認定農業者

現在に至る

第38号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 山崎幸雄

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として山崎幸雄氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 山崎幸雄

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和56年 1月から

○○○○○○○○○

令和 4年12月まで

令和 5年 1月から

専業にて就農

現在に至る

令和 6年10月から

認定農業者

現在に至る

第39号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 吉岡初代

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として吉岡初代氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 吉岡初代

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 4年 2月から

○○○○○○○○○

平成19年10月まで

平成19年11月から

専業にて就農

現在に至る

令和 2年 6月から

さいかつ農業協同組合理事

現在に至る

第40号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 宇野直樹

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として宇野直樹氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 宇野直樹

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和62年 4月から

○○○○○○○○○

現在に至る

昭和62年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成23年11月から

埼玉県指導農業士

現在に至る

平成31年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

#### 第41号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 立原司朗

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として立原司朗氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 立原司朗

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和50年 4月から ○○○○○○○○

平成12年 2月まで

昭和50年 4月から 兼業にて就農

平成12年 2月まで

平成12年 3月から 専業にて就農

現在に至る

平成13年 4月から 皿沼農事組合長

平成22年 3月まで

平成14年 5月から 認定農業者

現在に至る

平成20年 6月から さいかつ農業協同組合理事

平成29年 6月まで

平成29年 6月から さいかつ農業協同組合代表監事

令和 2年 6月まで

平成22年 2月から 吉川市農業委員会委員

平成31年 3月まで

平成31年 4月から 吉川市農業委員会会長

現在に至る

平成31年 4月から 吉川市地域農業再生協議会副会長

現在に至る

令和 元年12月から さいかつ農業協同組合管内農作業受委託料金協議会会長

現在に至る

令和 元年12月から 吉川市土地開発公社理事

現在に至る

## 第42号議案

### 農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 辻田満

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として辻田満氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 辻田満

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和48年 4月から

○○○○○○○○○

平成16年 9月まで

平成16年11月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

#### 第43号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 萩原豊子

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として萩原豊子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 萩原豊子

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和45年 4月から  
平成22年 3月まで  
松伏町役場勤務

昭和50年 1月から  
令和 3年 3月まで  
兼業にて就農

平成22年 4月から  
令和 3年 3月まで  
松伏町社会福祉協議会勤務

令和 3年 4月から  
現在に至る  
専業にて就農

平成25年 1月から  
平成29年 6月まで  
さいかつ農業協同組合吉川女性部部长

平成29年 6月から  
令和 2年 5月まで  
さいかつ農業協同組合女性部本部長

平成27年 6月から  
平成30年 5月まで  
さいかつ農業協同組合理事

平成31年 4月から  
現在に至る  
吉川市農業委員会委員

令和 6年11月から  
現在に至る  
東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会委員  
東埼玉資源環境組合行政不服審査会委員

第44号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 馬卷俊一

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として馬卷俊一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 馬卷俊一

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和53年 4月から  
吉川市役所（吉川町役場）勤務

平成30年 3月まで

昭和53年 4月から  
兼業にて就農

平成30年 3月まで

平成30年 4月から  
専業にて就農

現在に至る

平成30年 4月から  
関農事組合長

現在に至る

平成31年 4月から  
吉川市農業委員会委員

現在に至る

令和 2年12月から  
葛西用水路土地改良区総代

現在に至る

令和 4年 1月から  
認定農業者

現在に至る

（吉川市役所勤務中の主な職）

平成21年 4月 市民生活部市民安全課長

平成24年 4月 工事検査課長

第45号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 吉澤宏

生年月日 ○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として吉澤宏氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 吉澤宏

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和63年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成13年 2月から

認定農業者

現在に至る

平成24年 2月から

さいかつ農業協同組合フレッシュファーム産直部部长

平成30年 1月まで

平成29年 4月から

川藤第2地区農事組合長

平成31年 3月まで

平成31年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 菊地徹

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の菊地徹氏が令和7年6月30日をもって任期満了となるため、再度法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 菊地徹

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和52年 4月から

吉川市役所（吉川町役場）勤務

平成27年 3月まで

令和 4年 7月から

吉川市人権擁護委員

現在に至る

（吉川市役所勤務中の主な職）

平成18年 4月 総務部庶務課長

平成22年 4月 健康福祉部子育て支援課長

平成25年 4月 総務部市民課長